

老人医療

に関するお知らせ

市役所 南庁舎 保険年金課 ☎(0857) 20-3482
各総合支所 福祉保健課 (8 ページ上段参照)

infomation

負担区分の定期判定を行います

老人医療受給者には、所得状況に応じて医療費の1割または2割を負担していただいています。このたび、17年度の住民税課税状況などに基づき、負担区分を再判定します。その結果、負担区分が変わる人には、7月末に新しい受給者証を郵送します。新しい負担区分が適用になるのは8月1日からです。負担区分の判定基準は下記のとおりです。

また、年度途中でも所得更正や世帯の人の異動により、負担区分が変更されることがあります。その場合も、新しい受給者証を郵送します。

区分	負担割合	条 件
一般	1割	下記以外
一定以上の所得のある人	2割	<ul style="list-style-type: none"> 住民税課税所得が145万円以上の老人医療受給対象者 住民税課税所得が145万円以上の老人医療受給対象者および70歳以上の人と同一の世帯に属する老人医療受給対象者 <p>※ただし、年収が老人医療受給対象者1人の場合は484万円、老人医療受給対象者および70歳以上の人が2人以上の場合は、合わせて621万円に満たない人は、申請すると、1割負担になります。</p> <p>※なお、判定の基準額が8月から変更されることになりました。</p> <p>住民税課税所得 : 124万円以上⇒145万円以上 2人以上収入合計 : 637万円未満⇒621万円未満 1人の収入合計 : 450万円未満⇒484万円未満</p>

※高齢者受給者証の負担区分判定基準も同様です。

医療費が減額になります

老人医療受給者の同一世帯全員が住民税非課税（住民税非課税世帯）の場合は、申請して認定を受けると、医療費などの自己負担限度額が下表のとおり減額されます。

この認定は、申請した月の初日から適用となりますので、通院や入院などされたときは、すぐに申請してください。なお、既に認定を受けている人も、同様に再申請が必要です。

- 受付開始日 8月1日（月）から随時
- 認定期間 8月1日（月）～平成18年7月31日（月）
- 必要なもの
 - ▷老人保健医療受給者証
 - ▷健康保険証
 - ▷90日以上入院されている人は、入院期間がわかるもの（医療機関発行の領収書）

■受付場所 市役所 南庁舎 保険年金課
各総合支所 福祉保健課

所得区分	自己負担額		入院中の食事代負担額 (1日につき)	
	外来(1カ月)	外来+入院 (1カ月)		
一般	12,000円	40,200円	780円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	過去1年入院期間90日未満	650円
			過去1年入院期間90日以上	500円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	300円	

※低所得Ⅱ…住民税非課税世帯

※低所得Ⅰ…住民税非課税世帯であって各所得が経費・控除を差し引いたとき0円になる人（年金所得の控除額は65万円として計算）



「鳥取城大手門」

擬宝珠橋より太鼓御門を臨む(明治10年頃撮影)

考・鳥取城

第3回史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画検討委員会

市役所本庁舎文化財課

☎(0857) 20-3367

☎(0857) 21-1594

電子メール kyo-bunka@city.tottori.tottori.jp

6月24日（金）、第3回保存整備基本計画検討委員会を開催しました。この中で、過去2回の検討委員会でも提示された課題について、現状調査の結果と歴史資料調査の現状を事務局から報告し、基本方針を確立するための検討がはじまりました。

現状分析のまとめとして、事務局が「史跡と関わりやすい施設などにより、不明瞭になっていくお城の構成や景観を修復し、お城らしさを生み出すこと」、「一体の史跡として理解できるように、太閤ヶ平の整備も考える」、「史跡を一元的に管理する体制づくり」などの案を提示。委員からは、それに加えて「城下町との関連を視野に入れることが必要」、「市民の誇りとなるよう整備する」といった理念を確立することも重要、「現在ある施設を除外して整備するのか、共存して総合的な整備を行うのかという二つの考え方がある」、「観光の視点を取り入れた整備も必要では」といった意見が出されました。

これらの議論を踏まえ、次回（9月を予定）の委員会では、整備の基本方針を具体的に検討する予定です。

まもなく、第2回・第3回の議事要旨も市のホームページで公開しますので、詳細はそちらをご覧ください。

なお、文化財課では、引き続き「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」の保存整備に関する市民のみなさんの意見を募集しています。